

めば、審査官の考え方（特許要件の判断手法）を知ることができ、どのようにすれば特許権が得られるか分かるからです。

このように重要な意味を持つ「特許・実用新案審査基準」、「特許・実用新案審査ハンドブック」が2015年10月に改訂されました。そこで、特許委員会では近年の裁判例と対比し、審査基準の内容が妥当なのかを検討しました。特許委員会では3つのチームに分かれ、「記載要件」、「新規事項の追加」、「進歩性」の3つの観点で検討しました。私は「記載要件」検討チームに所属していました。

記載要件について検討した結果、審査基準に掲載されている事例が網羅的でないことが分かりました。その結果、審査基準の一部の記載はそれだけでは理解しにくいように思われます。そこで、審査基準の理解に役立つ裁判例をピックアップし提示いたしました（詳しくはパテント誌をご参照ください）。この裁判例を参照すれば、審査基準をより理解することができ、権利取得に役立つと考えております。

今年度も特許委員会に所属し、特許明細書のあるべき論とのテーマで検討を進めております。この成果は、また時期が来ればご報告いたします。

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

3. 海外知財制度の紹介（欧州毒入り問題の解毒） （原 一敬）

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

1. 少しドキッと話す話

今回は、欧州特許制度で問題となっていた毒入り問題が解毒されたという話題を紹介します。「毒入り」という、知財関係ではあまり耳にしない、少しドキッとするような表現ですが、欧州特許出願を行う際に注意しなければならない項目として、特許出願人および代理人の間で長年取り扱われてきました。この問題が、今年2017年2月に出された欧州特許庁の拡大審判部の審決により解毒となりました。

2. 「毒入り」ってなに？

まず「毒入り問題」について、簡単に説明します。例えば「鉄」を含む物質に関する出願aがあります。この出願aを基礎として「金属」を含む物質に関する出願Aを、優先権を主張して出願します。そしてこの出願Aを親出願として、「鉄」を含む物質に関する出願a'を行います。この毒入り問題は、毒入り優先権と毒入り分割の2つがあります。上記の事例において、毒入り優先権は、出願aにより出願Aが拒絶されるという問題であり、毒入り分割は、出願a'により出願Aが拒絶されるという問題です。この事例の詳しいメカニズムは、例えば特許庁の上席審査官（執筆当時）の柴田和雄さんが書かれた「欧州特許制度における「毒入り優先権」、「毒入り分割」について」（AIPPI（2016）Vol. 61 No. 2 P

22-42)、 「EPO拡大審判G1/15「部分優先」事件の付託質問に対する意見」 (パテント2016 Vol 169 No. 8 P92-104) に記載がありますので、ご存じない方は参照してください。

3. なぜ問題となるの？

この毒入り問題は、正しい手続きを踏んだにもかかわらず、突然出願が自己の出願との関係で新規性違反の拒絶理由を有する点で大きな問題とされ、欧州で出願を行う場合には出願人等は避けなければならない点として十分に注意を払っていました。確かに毒入り問題に該当する出願に対して、厳密に欧州特許条約の条文と審決を適応すると新規性違反となることは明らかでした。しかし、上記の事例等で新規性違反の拒絶理由が発生することは、古くはパリ条約の中で規定されている優先権に関する条文の趣旨に反することになる、またこのパリ条約を受けて制定された欧州特許条約の条文の趣旨に反することになるなどという意見が多く出され、技術審判部からその上位に位置する拡大審判部へ事件が移りました。

4. 解毒しました。

そして、今年2月に拡大審判部の審決の全文が公開され、この毒入り問題は全面的に解毒されることとなりました。すなわち上記の毒入り優先権の事例や毒入り分割の事例で出願Aが拒絶されることはなくなりました。

ちなみに同じ問題は日本では存在しません。毒入り優先権では、国内優先権を主張した際に、先の出願は取下げたものとみなされますし、毒入り分割では、日本特許法29条の2のただし書きに出願人同一の場合の除外規定があるからです。

私が所属している国際活動センター欧州部では、なぜ毒入り問題が発生するようになったか、また問題となったG1/15審決の内容、そしてこの審決を受けての欧州特許庁での判断などをまとめ、来年2018年の2月か3月には公開予定です。皆様におきましてもご希望がございましたら、内容をお知らせすることができますので、是非ご連絡ください。

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

4. 地理的表示保護制度のご紹介 (山内 章子)

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

こんにちは、弁理士の山内章子です。実は、2017年7月から山内特許事務所「博多支所」は、山内特許事務所「福岡支所」に名称を変更致しました。

「博多」という名称は、福岡県外の方には、「福岡」と同地域を指すと認識されることが多いのですが、実は、狭義の「博多」は、福岡市内の狭いエリア（地理的には博多区北西部の那珂川と御笠川に挟まれた地域）を指す地理的名称として認識されています。「博多」は、博多祇園山笠や博多松囃子などの伝統行事が受け継がれた由緒ある地名ですが、弊所支所名は、より地域的に大きな概念とするため、「福岡支所」に名称を変更致しました。

このように「地名」は、時として非常に重要な役割を果たします。今日は、地名に関する制度、「地理的表示（G I）保護制度」を皆様にご紹介したいと思います。

「地理的表示保護制度」とは、品質、社会的評価等の特性がその産地と結び付いた製品の名称を、品質と共に農林水産省に登録し、保護を図る制度です。

平成26年に、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定され、保護への取り組みが始まりました。

例えば、「あおりカシス」や「但馬牛」など、四国地域では「伊予生糸」「香川小原紅早生みかん」が登録されており、平成29年12月15日現在58件の登録例があります。

このような事例を見ると、「地域団体商標」と保護する対象がそっくりだなと思われるのではないのでしょうか。

「地域団体商標」は、地域ブランドを「商標権」として保護する制度です。しかし、商標登録制度では、品質を守る取り組みはあくまでも権利者の自主的な取り組みにゆだねられています。また、商標権は私権ですので、侵害者への対応（警告や裁判）は、あくまでも自主的に行うことが必要です。

一方、「地理的表示保護制度」では、品質（製品の基準。例えばリンゴであれば、糖度〇度～〇度など）も含めて登録しますので、制度的に品質を維持することができます。さらに、不正な表示を行う者には、行政が取締まりを行います。また、地理的表示保護制度で登録された製品に関しては、G I マークを製品に貼ることができます。他の同種製品と差別化を図ることができます。



(G I マーク)

ただし、「地理的表示保護制度」の保護の対象は、農林水産物や飲食料品（酒類を除く。）に限られていますし、一定期間継続して生産されている必要性（およそ25年程度とされる。）も要件とされています。

このように、地理的表示保護制度も地域団体商標制度も、どちらも製品の名称を保護するものですが、根本的に考え方の異なる制度と云えます。

製品の状況に応じ、いずれかの制度又は両者の制度を組み合わせることで地域製品の保護に対する戦略を練ることが重要といえるでしょう。